

1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について、適切な執行がなされているかを監査しました。

監査の結果、**87件の指摘と7件の意見・要望**を行いました。

今回、各局共通の重点監査事項として「**リース契約**」及び「**宿泊を伴う近接地外の旅費及び郵券等の金券類の取扱い**」を設定して、監査を行いました。

また、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が、東京都会計基準に準拠しているかについても、検証を行いました。

主な指摘、意見・要望事項は、次頁のとおりです。

各局共通の重点監査事項の監査結果

リース契約

○平成18年度のリース契約のうち、**2,136件、約152億円**について監査を実施しました。

○監査の結果、11局に対して**18件、約3億3,647万円**の指摘及び**意見・要望**を行いました。各局には、積算に係る指摘事項が多く見受けられたことから、契約において十分に留意するよう求めました。

宿泊を伴う近接地外の旅費及び金券類の取扱

○旅費については、**3,793件**（総額約6億円）について監査を実施しました。

○金券類については、管理・使用状況を検証しました。

○監査の結果、**3件の指摘及び意見・要望**を行いました。

平成19年の監査結果

▶ 身体障害者施設の利用率を向上させ、待機解消を図るべきもの

心身障害者福祉センターは、身体の不自由な者に対して、入所によるリハビリテーションを提供する更生施設（定員50名）を設置しています。

当該施設の入所状況について見たところ、平成18年度の平均利用者数が27.1人に止まっている一方、待機者は12.1人となっており、**施設が十分に活用されていませんでした。**



（【指摘事項】福祉保健局）

心身障害者福祉センター

▶ 漏水に伴う修理工事を経済的な方法で行うべきもの

水道局は、漏水が発生したときに緊急に修理するため、水道緊急工事請負単価契約を締結しています。この契約は、緊急性を考慮して労務費を割り増しして積算していることから、代表的な工種について標準積算単価を用いている材質改善工事と比較すると、平均して69%割高になっています。

南部第二支所においては、漏水量が極めて少なく、発見から1か月後に修理している工事や、一度応急修理した給水管を後日材質改善する工事についても緊急工事として割高な単価による工事を行っていたことから、**緊急性のないものについては、経済的な方法で行うよう求めました。**

（【指摘事項】水道局）

▶ リース契約に係る積算を適切に行うべきもの<重点監査事項>

財務局におけるリース契約の積算内訳について見たところ、次のとおり不適切な事例が認められました。

ア 自動車の借入ほか2件の契約では、積算根拠が月額リース料の参考見積りのみとなっており、リース物件価格等に基づき妥当かどうかの検証がされていない。

イ 電子調達システムサーバ機器等の借入ほか2件の契約では、保守料の算出に当たり、保守対象物件価格に設置費用等を含めた額に保守料率を乗じているため、**リース期間全体で約799万円が過大となっている。**

（【指摘事項】財務局）

➤ 2以上の地目に利用されている一筆の土地の評価及び課税を適正に行うべきもの

固定資産税における土地の評価は、一筆の土地が2以上の地目に利用されている土地については、それぞれの地目ごとの土地を単位として評価するものとしています（東京都固定資産（土地）評価事務取扱要綱）。

ところで、北都税事務所管内に所在する一筆の土地について見たところ、墓地（非課税）及び住宅の用に供している宅地の2つの地目から構成されているにもかかわらず、評価に当たり、墓地を含めた一筆の土地全体を対象にして奥行価格補正を行ったため、**評価額が減額され、固定資産税、都市計画税が課税不足となっていました。**

（注）奥行価格補正とは、宅地の奥行の長短に応じて評価額を補正することです。

（【指摘事項】主税局）

➤ 躯体の健全性に基づきスーパーリフォーム事業の対象団地を定めるべきもの

都市整備局は、約26万戸の都営住宅を対象として、都営住宅等ストック総合活用計画を策定し、公営住宅の耐用年数である70年間利用できるよう、スーパーリフォーム事業（鉄筋コンクリートの躯体を残し、内装・建物付属設備を撤去・新設する。）を実施しています。

平成19年の監査結果

このスーパーリフォーム事業の対象選定について見ると、躯体の健全性を検証し、躯体が将来にわたって利用できる場合に、事業の対象としていくべきであるが、実測したコンクリート強度及び設計図に基づく構造計算を行っておらず、建物の健全性を把握せずにスーパーリフォーム事業の対象を定めていました。

耐震診断を速やかに実施し、建物の躯体の健全性を十分判断したうえで、スーパーリフォーム事業の対象とするよう求めました。

（【指摘事項】都市整備局）



都営住宅

◎東京都財務諸表について

平成19年定例監査では、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が、東京都会計基準に準拠しているかを検証しました。

監査の結果は、下記の事項を除き、東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められました。

東京都会計基準に照らし改善が必要である事項

- 区市町村への移管を前提に実施している工事の経費について、支出時に固定資産に計上しているものと、費用として処理しているものがあり、会計処理が統一されていない。
- 開始残高に計上された土地、建物等について、面積の増減等に伴う取得価額の更正が適切に行われていない事例が認められたことから、各局に修正を依頼するとともに、再点検を行うよう求めた。

今後の検討が望まれる事項

- 固定資産の計上に係るシステム運用の改善について
- 引当金の計上に当たり、債権の実質的価値がよりの確に示される方法について
- 都民に内容をわかりやすく示すための、行政コスト計算書及び貸借対照表の科目名や、全体の注記について